

# 青森県報

第二千七百四十六号

平成十九年  
二月二十三日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

(団 体 経 営 改 善 課) … 一

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更

(市 振 興 町 振 興 課) … 二

救急病院の設置

(医 療 薬 務 課) … 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

(改 善 課) … 二

保安林の指定予定

(林 政 課) … 二

公有水面埋立ての免許

(河 川 砂 防 課) … 三

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(医 療 薬 務 課) … 四

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

(整 備 課) … 四

右

( 同 ) … 五

右

( 同 ) … 五

右

( 同 ) … 五

右

( 同 ) … 六

県有地の売却に係る一般競争入札

( 同 ) … 六

開発行為に関する工事の完了

(建 築 住 宅 課) … 七

### 選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ-

## 規 則

△、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正… (事 務 局) … 七  
青森県選挙管理委員会事務局出張所設置規程の一部を改正する規程… ( 同 ) … 七

### 公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則… (警 務 課) … 八

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・五五パーセント」を「年 〇・五パーセント」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年一月二十五日以後において利子補給承認のなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

## 告 示

## 示

青森県告示第百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、次の一及び二の土地を深浦町大字田野沢字汐干浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五二の四、五二の五、大字北金ヶ沢字榊原一三三の二五二、一三八の二二、一八二、二二一の地先公有水面埋立地 一四二・五七平方メートル
- 二 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜四一の一、四二、四六の一、四八の一、五一の一、五一の三、五一の五、五一の六、五一の一、五一の二、五一の二〇、五二の一から五二の三まで、五二の六、五二の九、五五の一、五五の二、五五の六、五五の一〇、五五の一三、五五の一四、五五の一七、七一の地先公有水面埋立地 六、八五一・八一平方メートル

青森県告示第百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
田子町国民健康保険立田子病院	三戸郡田子町大字田子字前田一の一七	平成二十二年二月十三日
医療法人博進会南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	"

青森県告示第百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八の三 三 浦 隆 徳	今別町東部第一区域	総トン数十ト未満の漁船により行う漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元七の二 藤 巻 光 春	今別町東部第三区域	底建網漁業
東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添一〇 山 本 義 範	今別町東部第三区域	底建網漁業
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石三二の一 横 岡 富 永	今別町東部第三区域	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九二の三 山 本 晃 義	風合瀬区域	十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣及び刺網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九二の四 山 本 登 佐 男	風合瀬区域	十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣及び刺網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の四 山 本 清 四 郎	風合瀬区域	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三 山 本 利 雄	風合瀬区域	底建網漁業

青森県告示第百二十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字切田字三ツ又三五、三六、七九の一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十九年二月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区内幸町一丁目一之三

東京電力株式会社

2 代表者の住所及び氏名

東京都新宿区左門町六

取締役社長 勝俣恒久

二 埋立区域

1 位置

2 区域 下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の九の地先公有水面

次の 地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点を中心とする半径二五・八四メートルの円周で の地点と の地点とを結ぶ南東側の円弧、 の地点から の地点までを順次に結ぶ平成十七年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・七三八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 前坂下三角点(北緯四一度一分二八秒一七三九、東経一四一度三三分二九秒三七一四)から一七度三五分一九秒二、一六三・三五七メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度三三分三秒二一・五五九メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒三〇五・九八三メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度三三分三秒二二・〇〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒一〇・一四〇メートルの地点

の地点 の地点から一八一度三三分三秒二二・〇〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒一七・七九六メートルの地点

の地点 の地点から一八一度三三分三秒六・六一三メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒〇・六六二メートルの地点

の地点 の地点から二一度一四分三秒一七・四二〇メートルの地点

の地点 の地点から三三六度四二分二九秒一・五四八メートルの地点

の地点 の地点から三度四八分四七秒七五・八三八メートルの地点

の地点 の地点から五度五一分五九秒一〇〇・七三六メートルの地点

の地点 の地点から一度二八分三五秒一〇〇・〇〇二メートルの地点

の地点 の地点から一二度四四分一五秒九九・九五メートルの地点

の地点 の地点から三三〇度五六分三秒二五・八四九メートルの地点

3 面積 一一、九六九・六二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の九の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結ぶ線により囲まれた

区域

Aの地点 前坂下三角点(北緯四一度一分二八秒一七三九、東経一四一度三分二九秒三七二四)から一五度四三分四一秒二、五八四・五〇〇メートルの地点  
トルの地点

Bの地点 Aの地点から一九一度三分三秒一、〇五〇・〇〇〇メートルの地点  
Cの地点 Bの地点から一〇一度三分三秒一、〇四五・〇〇〇メートルの地点  
Dの地点 Cの地点から一度三分三秒一、〇五〇・〇〇〇メートルの地点

3 面積

一、〇九七、二五〇・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

発電所用地

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

心臓カテーテル検査データ処理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年一月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社メディカルサービス

青森市造道二丁目九の二八

六 契約金額

四千二百四十九万九千八百円

七 随意契約の理由

一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十八年十一月二十四日

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第十項の規定により、脇野沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

脇野沢地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及びむつ市脇野沢分庁舎産業振興課

三 縦覧期間

平成十九年二月二十三日から同年三月十四日まで  
縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、むつ市脇野沢分庁舎産業振興課にあつては、その執務時間とする。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

白糠地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東通村水産課並びに六ヶ所村農林水産課

三 縦覧期間

平成十九年二月二十三日から同年三月十四日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、東通村水産課及び六ヶ所村農林水産課にあつては、その執務時間とする。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案

を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

佐井地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び佐井村産業建設課

三 縦覧期間

平成十九年二月二十三日から同年三月十四日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、佐井村産業建設課にあつては、その執務時間とする。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、下浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

下浜地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び大間町産業振興課

三 縦覧期間

平成十九年二月二十三日から同年三月十四日まで  
縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、大間町産業振興課にあつては、その執務時間内とする。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

三沢地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案  
縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三沢市農政水産課

三 縦覧期間

平成十九年二月二十三日から同年三月十四日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、三沢市農政水産課にあつては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地

所 在 地	地 目	地 積
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一〇〇の一〇	宅地	二七八・三九平方メートル

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一〇〇の一〇

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二四六の三

西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二四六の三

西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所 会議室

2 日時

平成十九年三月七日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積る契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 平成十九年三月六日午後二時から午後二時三十分まで西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一〇〇の一〇において現場説明を行う。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	北津軽郡板柳町大字灰沼字東二五九の五、二六〇の一、二六〇の三、二六〇の八、二六一の一及び三八六
開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	新潟県新潟市清水四五〇一の一 株式会社 コメリ

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

あおもり協立病院	東大野二丁目一の一	を
----------	-----------	---

あおもり協立病院	東大野二丁目一の一〇	に改める。
----------	------------	-------

一の表中

津軽ひかり荘	七五	大字百沢字小松野八七の一	を
--------	----	--------------	---

津軽ひかり荘	七五	大字百沢字小松野八七の一
--------	----	--------------

に改める。

大雄荘	七	大字高杉字五反田一七三の
-----	---	--------------

大雄荘	七	大字高杉字五反田一七三の
-----	---	--------------

青森県選挙管理委員会告示第十一号

青森県選挙管理委員会事務局出張所設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年二月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会事務局出張所設置規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会事務局出張所設置規程（昭和三十四年三月青森県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「当り」を「当たり」に、「且つ、円滑適正なる」を「かつ、円滑で適正な」に、「本委員会」を「青森県選挙管理委員会」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一条を次のように改める。

（名称、選挙区名、位置及び管轄区域）

第二条 出張所の名称、選挙区名、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名	称	選挙区名	位 置	管轄区域
---	---	------	-----	------

青森県選挙管理委員会事務局 西津軽郡出張所	青森県選挙管理委員会事務局 西津軽郡選挙区	鯉ヶ沢町選挙管理委員会	西津軽郡
青森県選挙管理委員会事務局 南津軽郡出張所	南津軽郡選挙区	藤崎町選挙管理委員会	南津軽郡藤崎町及び田舎館村
青森県選挙管理委員会事務局 北津軽郡出張所	北津軽郡選挙区	板柳町選挙管理委員会	北津軽郡板柳町及び鶴田町
青森県選挙管理委員会事務局 上北郡出張所	上北郡選挙区	東北町選挙管理委員会	上北郡
青森県選挙管理委員会事務局 三戸郡出張所	三戸郡選挙区	南部町選挙管理委員会	三戸郡
青森県選挙管理委員会事務局 青森市出張所	青森市選挙区	青森市選挙管理委員会	青森市
青森県選挙管理委員会事務局 弘前市出張所	弘前市選挙区	弘前市選挙管理委員会	弘前市及び中津軽郡
青森県選挙管理委員会事務局 八戸市出張所	八戸市選挙区	八戸市選挙管理委員会	八戸市
青森県選挙管理委員会事務局 黒石市出張所	黒石市選挙区	黒石市選挙管理委員会	黒石市
青森県選挙管理委員会事務局 五所川原市出張所	五所川原市選挙区	五所川原市選挙管理委員会	五所川原市及び北津軽郡中泊町
青森県選挙管理委員会事務局 十和田市出張所	十和田市選挙区	十和田市選挙管理委員会	十和田市
青森県選挙管理委員会事務局 三沢市出張所	三沢市選挙区	三沢市選挙管理委員会	三沢市
青森県選挙管理委員会事務局 むつ市出張所	むつ市選挙区	むつ市選挙管理委員会	むつ市及び下北郡

青森県選挙管理委員会事務局 つがる市出張所	つがる市選挙区	つがる市選挙管理委員会	つがる市
青森県選挙管理委員会事務局 平川市出張所	平川市選挙区	平川市選挙管理委員会	平川市及び南津軽郡大鰐町

第三条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条中「青森県議会議員」を「出張所においては、青森県議会議員」に、「選挙の事務」を「選挙事務」に改める。  
 第四条中「には所長以下」を「に、所長その他」に改める。  
 第五条第一項中「各出張所長は、県選挙管理委員会」を「出張所長は、青森県選挙管理委員会」に改める。

附則  
 この規程は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

## 公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二十三日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第十号中「警務部」の下に「及び生活安全部」を加える。
- 第九条中第九号を削り、第十号を第九号とする。
- 第十一条の二第九号中「刑事部」の下に「及び交通部」を加える。
- 第十四条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 青森市 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭	